

令和6年6月25日

令和6年度第1回徳島地方最低賃金審議会の開催について

標記の会議を下記のとおり開催します。

傍聴を希望される方は下記5の要領によりお申し込みください。

記

- 1 日時 令和6年7月5日（金）午後1時30分から
- 2 場所 あわぎんホール 4階 会議室3・4（徳島市藍場町2丁目14番地）
- 3 議題 (1) 徳島県最低賃金の改正決定諮問について
(2) 徳島県特定最低賃金改正決定の必要性諮問について
(3) 徳島県最低賃金専門部会、各特定最低賃金専門部会の設置等について
(4) あり方検討小委員会の審議結果について
(5) その他
- 4 傍聴者 10名以内
- 5 要領 (1) 傍聴希望者は、希望者ごとに傍聴を希望される審議会の開催日、住所、氏名、電話番号及び所属をご記入のうえ、郵送又はメールにて下記のあて先までお申し込みください。

お申し込み締め切り日は令和6年7月2日（火）必着です。

- ・郵送の場合：〒770-0851
徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎1階
徳島労働局 労働基準部 賃金室
- ・メールの場合：chinginshitsu-tokushimakyoku@mhlw.go.jp

- (2) 会場収容人数に限りがございますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果は、後日郵送等により連絡いたします。
 - (3) 当日は、審議会の開始10分前までにお越しください。審議会の開始後の入室は認められませんのでご注意ください。なお、お申し込みいただいた御本人であることを確認させていただく場合がありますので、当日は、御本人であることがわかるものをお持ちください。
- 6 その他 (1) 傍聴される場合には、別添の遵守事項を厳守してください。
(2) ご不明な点は、下記担当までお気軽にお問い合わせください。

事務局：徳島労働局 労働基準部 賃金室

電話：088-652-9165

メール：chinginshitsu-tokushimakyoku@mhlw.go.jp



審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 傍聴整理券番号と同じ番号の椅子に着席し、みだりに自席を離れないようにして下さい。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴してください。
- 4 写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダー等の使用はご遠慮下さい。
- 5 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 6 審議における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げる恐れのあるものは会場内には持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用しないで下さい。
- 9 銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 その他、審議会会長及び徳島地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

なお、上記事項に反する行為を行う者を退場させることがあります。

徳島地方最低賃金審議会